

港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

本案は、障害者グループホーム高浜を新たに設置するものです。

【条例改正の背景】

カナルサイド高浜の建替工事については、令和7年10月の竣工に向け、令和2年7月から工事を実施しています。6階には障害者グループホームを整備し、令和8年1月1日に開設を予定しています。この障害者グループホームの名称、位置及び定員を定めるため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

施設の名称、位置及び定員を定めます。

名 称	港区立障害者グループホーム高浜
位 置	港区芝浦四丁目3番28号
定 員	知的障害者 6人

【施行期日】

区規則で定める日（令和8年1月1日予定）

【位置図】

